

大和市告示第60号

大和市総合健康診断助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市総合健康診断助成要綱の一部を改正する要綱

大和市総合健康診断助成要綱（平成21年大和市告示第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「後期高齢者」を「後期高齢者医療の被保険者」に改める。

第3条の見出しを「（検査項目、助成金等）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 助成金の額は、別表第2に定める区分ごとに助成金額の欄に掲げる額とする。

第3条に次の1項を加える。

3 同一年度内において助成を受けることができる回数は、1人につき1回とする。

第4条第2号ウを次のように改める。

ウ 前号ウに掲げる者

第7条中「交付を受けた者」の次に「（以下「利用者」という。）」を加え、「自己負担金」を「区分に応じ市長が別に定める検査料から第3条第2項に規定する助成金の額を控除して得た額」に改める。

第9条第1項中「10日」を「20日」に改め、同条第2項中「による」を削り、「（平成20年厚生労働省告示第142号）」を「（平成25年厚生労働省告示第93号）」に改め、同条第3項中「別表第2に定める助成金額のとおり」を「第3条第2項に規定する助成金を」に改める。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（暴力団等の排除）

第10条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第6条の規定による利用券の交付を行わない。

（利用券等の返還）

第11条 市長は、利用者が偽りその他不正の行為により利用券の交付を受け、又は利用券を不正

に使用したと認める場合は、利用券又は助成金相当額を返還させることができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

健康診断名	助成金額
基本コース	25,000円
基本コース+婦人科コース（けい部）	28,500円
基本コース+婦人科コース（体部）	29,500円
基本コース+婦人科コース（けい部）+婦人科コース（体部）	30,500円

別表第3中「第10条」を「第12条」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。